

災害時の身元確認活動に関する協定書

主旨

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災津波による行方不明者が福島県から海上に流され、茨城県に漂着し多く発見されました。茨城県歯科医師会から茨城県奥羽大学歯学部同窓会を通じ、奥羽大学に身元確認活動の協力要請がありました。

このことに鑑み、今後の茨城県における身元不明者の発生の際の身元確認作業（口腔内所見採取）を円滑に進めるため、茨城県奥羽大学歯学部同窓会（以下「甲」という。）と茨城県歯科医師会（以下、「乙」という。）と奥羽大学歯学部（以下「丙」という。）の三者は次の通り協定を締結する。

（総 則）

第 1 条 この協定書は、茨城県歯科医師会防災計画に基づき、乙が行う身元確認活動に対する丙の協力に関し必要な事項を定める。

2. 乙は、丙の協力を得て身元確認活動が実施できるよう、必要な調整を行う。
3. 茨城県奥羽大学歯学部同窓会は、茨城県における奥羽大学の身元確認活動に便宜を図り協力する。

（身元確認活動チームの派遣）

第 2 条 乙は、防災計画に基づき身元確認活動を実施する必要が生じた場合は、丙に対し、身元確認活動チームの派遣を要請する。

- (1) 前項の定めにより丙は、乙から要請を受けた場合は、大学所属の歯科医師をもって編成する身元確認チームを派遣する。

（身元確認活動チームの業務）

第 3 条 身元確認活動チームの業務は、次のとおりとする。

- (1) 検死・検案に際しての法医学上の協力（個人識別）
- (2) 身元確認活動の記録及び報告
- (3) その他必要な事項

（身元確認活動チームの指揮）

第 4 条 乙は身元確認活動の総合連絡調整を含み、丙の派遣する身元確認活動チームを指揮する。

（身元確認活動チームの移動）

第 5 条 乙は、丙の身元確認活動が円滑に実施できるよう、身元確認活動チームの移動等を含み、必要な措置を講ずる。

（身元確認活動機器等の提供・輸送）

第 6 条 丙が派遣する身元確認活動チームが使用する装備等は、原則として乙が提供する。

（費用弁償等）

第 7 条 乙の要請に基づき、丙が身元確認活動等を実施した場合に要する次の経費は、乙が負担する。

- (1) 身元確認活動チームの編成・派遣に要する経費
- (2) 身元確認活動チームが携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償
- (3) 身元確認活動チームの医師等が医療救護活動において負傷し疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

2 前項に定める費用の額については、乙丙協議のうえ定める。

（協 議）

第 8 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じたときは、乙丙協議のうえ定める。

（協定期間）

第 10 条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。

この協定の締結を証するため、本書 3 通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 27 年 2 月 6 日

甲 茨城県奥羽大学歯学部同窓会

会長

渡辺義宏



乙 茨城県水戸市見和 2 丁目 292 番地

茨城県歯科医師会
会長

森永和男



丙 福島県郡山市富田町字三角堂 31-1

奥羽大学
歯学部長 大野敬

